

議案第 68 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 279 号中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改め、同条第 281 号及び第 282 号中「第 12 条第 24 項」を「第 12 条第 26 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

租税特別措置法施行令及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。